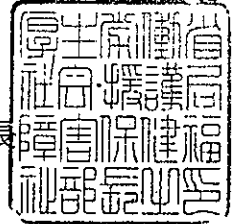


障発0410第9号

平成27年4月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱の一部改正
について

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業については、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」(平成19年5月25日障発0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により実施しているところですが、今般、別紙のとおり「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱」の一部を改正し、平成27年4月1日から適用することとしたので、適正かつ円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。